

審査請求書

兼代理人選任届出書

令和 年 月 日

東京都人事委員会 殿

請求人又は  
代理人の氏名

地方公務員法第49条の2第1項の規定により、次のとおり審査請求をします。

請求人に関する事項	(ふりがな) 氏名 住所 〒 連絡先	生年月日	年	月	日	(電話)
請求人の現在の職名及び勤務部所						
処分を受けた時における請求人の職名及び勤務部所						
処分者の職名及び氏名						
処分の内容						
処分を受けた年月日	令和	年	月	日		
処分のあったことを知った年月日	令和	年	月	日		
審査請求の趣旨						
処分に対する不服の理由（記入欄が不足する場合は裏面又は別紙に記入すること。）						
口頭審理を請求する場合はその旨及びその公開を請求する場合はその旨						
処分説明書を交付されなかったときは、その経緯						
代理人選任届出書（代理人によって審査請求をする場合に記入すること。）						
(ふりがな) 代理人の氏名		代理人の職名又は 職業				
代理人の住所 及び連絡先	(電話)					
審査請求に関する一切の権限 私は、上記の者を代理人に選任し、審査請求を取り下げる権限 を委任したので届け出ます。 令和 年 月 日 請求人の氏名 印						

注1 審査請求書は、正副各1通を提出すること。

2 発令通知書及び処分説明書の交付を受けたときは、その写しを添付すること。

3 必要な資料を添付することができる。

4 代理人に審査請求を取り下げる権限を委任しないときは「審査請求を取り下げる権限」の文言を削除すること。

5 代理人が職員の場合は、職名と併せて勤務部所を記入すること。

処分に対する不服の理由（不服の理由を具体的に記入すること。書ききれない場合は、別紙に記入すること。）

審査請求書の記載例

第1号様式（第3条・第4条関係）

審査請求書  
兼代理人選任届出書

令和〇〇年〇月〇日

東京都人事委員会 殿

請求人又は代理人の氏名 請求人 新宿太郎  
代理人 弁護士 港太郎

地方公務員法第49条の2第1項の規定により、次のとおり審査請求をします。

請求人に関する事項	(ふりがな)しんじゅく たらう 氏名 新宿太郎 生年月日 平成〇〇年〇月〇日 ← 和暦で記載 住所 〒160-0023 新宿区西新宿〇-〇-〇-〇〇〇 連絡先 自宅又は下記勤務部所（電話） 自宅00-0000-0000 ←	勤務先、自宅などの名称、所在地及び電話番号を記入します。
請求人の現在の職名及び勤務部所	〇〇市立〇〇小学校教諭 (P9①参照)	発令通知書の発令権者欄に記載されている処分者の職名及び氏名等を記入します。 [例] 東京都知事 〇〇〇〇 東京都教育委員会 警視總監 〇〇〇〇 消防總監 〇〇〇〇
処分を受けた時における請求人の職名及び勤務部所	同上	
処分者の職名及び氏名	〇〇〇〇〇〇 ←	
処分の内容	停職3月 ←	
処分を受けた年月日	令和〇〇年〇月〇日 (P9②参照)	請求人が受けた処分の種類・程度を具体的に記入します。 [例] 懲戒免職、 停職15日、 減給10分の1 1月、 戒告、分限免職
処分のあったことを知った年月日	令和〇〇年〇月〇日 (P9③参照)	
審査請求の趣旨	停職3月の処分を取り消す。(P9④参照)	
処分に対する不服の理由（記入欄が不足する場合は裏面又は別紙に記入すること。）	裏面のとおり (P9⑤参照)	
口頭審理を請求する場合はその旨及びその公開を請求する場合はその旨	公開口頭審理を請求する (P9⑥参照)	
処分説明書を交付されなかったときは、その経緯	(処分者に処分説明書の交付を請求しても交付されなかった場合には、交付の請求を、いつ、誰に対して行い、その結果どうであったか等その経緯や交付されなかった理由を記述します。)	
代理人選任届出書（代理人によって審査請求をする場合に記入すること。）(P9⑦参照)		
(ふりがな) 代理人の氏名	みなと さぶろう 港 太郎	代理人の職名 又は職業 弁護士
代理人の住所 及び連絡先	〒105-0022 港区海岸〇-〇-〇 〇〇法律事務所 (電話) 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
私は、上記の者を代理人に選任し、審査請求に関する一切の権限を委任したので届けます。 審査請求を取り下げる権限		
令和〇〇年〇月〇日 請求人の氏名 新宿太郎		

新印

- 注1 審査請求書は、正副各1通を提出すること。
- 注2 発令通知書及び処分説明書の交付を受けたときは、その写しを添付すること。
- 注3 必要な資料を添付することができる。

- 4 代理人に審査請求を取り下げる権限を委任しないときは「審査請求を取り下げる権限」

処分に対する不服の理由（不服の理由を具体的に記入すること。書ききれない場合は、別紙に記入すること。）

本件処分は、次のとおり事実誤認があり違法であるので、取り消されるべきである。

- 1 処分者は、令和〇年〇月〇日午前1時、請求人が酒に酔って、C区〇〇1丁目2-3の路上に置かれていた他人の自転車を乗り去り窃取したとしているが、請求人は、捨てられていた古い自転車を拾って乗っただけである。
- 2 処分者は、請求人が上記1記載の自転車の窃盗容疑で現行犯逮捕されたとしているが、そのような事実はなく、請求人は任意同行し、取調べを受けたにすぎない。

の文言を抹消すること。

- 5 代理人が職員の場合は、職名と併せて勤務場所を記入すること。

## 〈審査請求書（裏面）の記載例〉

### 【審査請求書を記載するに当たっての注意点】

#### ① 請求人の現在の職名及び勤務部所

請求人の所属及び職名（警察官及び消防吏員にあつては階級）の正式名称を記入します。 [例] 〇〇局〇〇事務所〇〇課主事（一般事務）  
都立〇〇高等学校教諭

#### ② 処分を受けた年月日

懲戒処分及び分限処分は、辞令を交付して行うこととされているので、通常の場合は、処分辞令の処分年月日です。

#### ③ 処分のあったことを知った年月日

通常の場合は、請求人が処分辞令の交付を受けた日になります。処分辞令が郵送されたときは、その辞令が配達されたときが、処分のあったことを知った日となります。

#### ④ 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求の結論であり、次のように記載します。  
[例] 懲戒免職処分を取り消す。  
分限免職処分を取り消す。

#### ⑤ 処分に対する不服の理由

処分に対する不服の理由は、審査請求の趣旨に記載した内容を支持し、理由付けるためのその処分が違法又は不当である旨の一切の主張をいい、上記の記載例のように「審査請求書兼代理人選任届書」の裏面に具体的に記述します。

#### ⑥ 口頭審理を請求する場合はその旨及びその公開を請求する場合はその旨

- a 公開の口頭審理を請求するときは、「公開口頭審理を請求する。」と記入
- b 非公開の口頭審理を請求するときは、「非公開口頭審理を請求する。」と記入
- c 無記入の場合は、書面審理となります。「書面審理を請求する。」と記入してもかまいません。

#### ⑦ 代理人選任届出書

代理人によって審査請求をする場合は、代理人の氏名、住所及び職名又は職業等の記入並びに請求人の記名押印が必要です（規則 19①、②）。代理人が都職員の場合は、「代理人の職名又は職業」欄に職名と併せて勤務部所を記入します。請求人が、審査請求を取り下げる権限を代理人に委任しないときは「審査請求を取り下げる権限」の文言を二重線で抹消し、請求人が訂正印を押印します。

なお、請求人が、代理人を解任したときも、代理人の選任と同様に、人事委員会に書面（代理人解任届出書（第 13-2 号様式））で届けなければなりません（規則 19①、②）。